



島根県報

平成20年3月21日(金)

号外第16号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目次

条 例

ふるさと島根寄附条例	(政策企画監室)	14
島根県立心と体の相談センター条例及び島根県立病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例	(総務課)	15
島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例及び島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	(")	15
島根県公益認定等審議会条例	(")	16
職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	(人事課)	17
地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	(警察本部)	19
出納長職の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例	(人事課)	21
公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例	(")	22
職員の修学部分休業に関する条例	(")	22
島根県が出資する法人の健全な運営に関する条例の一部を改正する条例	(")	23
島根県手数料条例の一部を改正する条例	(財政課)	23
特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例	(税務課)	24
島根県県税条例の一部を改正する条例	(")	25
住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例	(市町村課)	25
島根県立総合福祉センター条例の一部を改正する条例	(健康福祉総務課)	26
島根県保健所条例及び島根県立心と体の相談センター条例の一部を改正する条例	(健康福祉総務課 障害者福祉課)	26
島根県立島根あさひ社会復帰促進センター診療所条例	(医療対策課)	27
島根県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例の一部を改正する条例	(健康推進課)	28
島根県後期高齢者医療財政安定化基金条例	(")	29
貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例	(青少年家庭課)	29
島根県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例	(障害者福祉課)	30
島根県畜産技術センター分析等手数料条例及び島根県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例	(農畜産振興課)	32
島根県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例	(道路維持課)	33
採石業の適正な実施の確保に関する条例の一部を改正する条例	(河川課)	33
島根県屋外広告物条例の一部を改正する条例	(都市計画課)	34
島根県病院局職員定数条例の一部を改正する条例	(病院局)	34
県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部を改正する条例	(高校教育課 義務教育課)	34
しまね観光立県条例	(議員提出)	35

公布された条例等のあらまし

ふるさと島根寄附条例（条例第1号）

1 条例の概要

(1) 目的

この条例は、島根県の将来の発展並びに島根県が有する自然環境及び歴史的な資産の継承を願う個人又は団体から寄附金を募り、当該寄附金を財源として事業を行うことにより、活力に満ちた地域づくりに資することを目的とすることとした。（第1条関係）

(2) 対象事業

寄附金を財源として行う事業は、次のとおりとすることとした。（第2条関係）

- ア 産業の振興に関する事業
- イ 自然環境の保全に関する事業
- ウ 医療又は福祉の充実にに関する事業
- エ 教育又は文化の振興に関する事業
- オ その他知事が別に定める事業

(3) 寄附金の指定（第3条関係）

ア 寄附者は、(2)の事業のうち、自らの寄附金を財源として実施する事業をあらかじめ指定できるものとする事とした。

イ 收受した寄附金のうち、事業の指定がない寄附金については、知事が事業の指定を行うものとする事とした。

(4) 基金の設置

(2)の事業に要する経費に充てるため、ふるさと島根基金（以下「基金」という。）を設置することとした。（第4条関係）

(5) 積立て（第5条関係）

ア 基金として積み立てる額は、予算で定めることとした。

イ 寄附金の額に相当する額は、基金に積み立てるものとする事とした。

(6) 管理

基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないこととした。（第6条関係）

(7) 運用益金の処理

基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする事とした。（第7条関係）

(8) 繰替運用

知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとした。（第8条関係）

2 施行期日

平成20年4月1日から施行することとした。

島根県立心と体の相談センター条例及び島根県立病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例（条例第2号）

1 条例の概要

(1) 引用する法律の題名の改正

改 正 前	改 正 後
老人保健法	高齢者の医療の確保に関する法律

(2) その他規定の整理

2 施行期日

平成20年 4 月 1 日から施行することとした。

島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例及び島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第 3 号）

1 条例の概要

職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、勤務しない 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの給料、地域手当、管理職手当、初任給調整手当及び管理者が定める手当の額の合計額を減額して給与を支給することとした。

2 施行期日

平成20年 4 月 1 日から施行することとした。

島根県公益認定等審議会条例（条例第 4 号）

1 条例の概要

(1) 組織（第 2 条関係）

ア 島根県公益認定等審議会（以下「審議会」という。）は、委員 3 人以上 7 人以内で組織することとした。

イ 委員は、人格が高潔であって、審議会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律、会計又は公益法人に係る活動に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が任命することとした。

(2) 委員の任期

委員の任期は、2 年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とすることとした。（第 3 条関係）

(3) 職権の行使

委員は、独立してその職権を行うこととした。（第 4 条関係）

(4) 委員の身分保障

委員は、審議会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められた場合又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められた場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがないこととした。（第 5 条関係）

(5) 委員の服務（第 6 条関係）

ア 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならないこととした。

イ 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならないこととした。

(6) 会長

会長は、委員の互選により定めることとした。（第 7 条関係）

(7) 専門委員

専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができることとした。（第 8 条関係）

(8) 会議

審議会の会議は、会長が招集することとした。（第 9 条関係）

(9) 部会

審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができることとした。(第10条関係)

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例(条例第5号)

地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例(条例第6号)

1 条例の概要

(1) 一般職員の特殊勤務手当

ア 夜間特殊業務手当の廃止

イ 手当の支給対象の改正

手当名	支給対象の改正内容
家畜保健衛生業務従事手当	支給対象職員を農林水産部農畜産振興課又は家畜保健衛生所に勤務する獣医師からすべての獣医師に拡充すること。
精神保健業務手当	心と体の相談センターに勤務する職員にあっては、支給要件を精神障害者の診療又は看護に限定すること。
福祉業務従事手当	支給要件を福祉に関する指導又は調査の業務で人事委員会規則で定めるものに限定すること。
爆発物検査等従事手当	支給要件を爆発のおそれのある場所において行う災害調査の業務に限定すること。
教務手当	支給対象職員を農業大学校又は消防学校の講師として授業に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに限定すること。

ウ 手当額の改正

手当名	改正前		改正後	
有害物取扱手当	専ら従事者	1月 8,900円	1日	420円
家畜飼育作業等従事手当	畜産技術センターの獣医師	一般職員	1月 13,300円	畜産技術センターの獣医師
		管理職員	1月 12,000円	
家畜保健衛生業務従事手当	一般職員	1月 14,800円	1日	700円
	管理職員	1月 13,300円		
環境衛生検査業務従事手当	宍道湖流域下水道管理事務所	1月 20,100円	宍道湖流域下水道管理事務所	1日 320円
	保健所	1月 24,600円	保健所	1日 960円
	保健環境科学研究所	1月 20,100円	保健環境科学研究所	1日 960円
衛生検査業務従事手当	専ら従事者	1月 24,600円	人事委員会規則で定める職員	1日 1,170円
放射線取扱業務等従事手当	保健環境科学研究所原 子力環境センター(センター長を除く。)	1月 16,700円	保健環境科学研究所原 子力環境センター(センター長を除く。)	1日 800円
福祉業務従事手当	女性相談センター、児童相談所又は心と体の相談センター	1月 4,300円 (人事委員会 が認める業務	福祉事務所、女性相談センター、児童相談所又は心と体の相談セン	1日 600円

		に従事したときは、1日につき370円を加算)	ター
	福祉事務所	一般 1月 4,300円 職員 (人事委員会 が認める業務 に従事したときは、1日につき370円を加算)	
		管理 1月 2,150円 職員 (人事委員会 が認める業務 に従事したときは、1日につき370円を加算)	
爆発物検査等従事 手当		1日 370円	1日 750円

(2) 地方警察職員の特殊勤務手当

- ア 通信作業手当及び教務手当の廃止
- イ 手当の支給対象の改正

手 当 名	支給対象の改正内容
爆発物等取扱手当	爆発物等の所在場所に立ち入って行う帳簿、書類その他必要な物件の検査又は関係者への質問若しくは指示の作業の削除

ウ 手当額の改正

手当名	改 正 前		改 正 後	
捜査特別手当	専務者	1月 11,800円	犯罪の予防若しくは捜査又は被疑者の逮捕	1日 560円
		又は 10,100円		又は 470円
	非専務者	1日 560円 又は 470円		
	少年の街頭補導等	1月 6,700円	少年の街頭補導等	1日 320円
犯罪鑑識手当	専務者	1月 11,800円	犯罪現場等	1日 560円
		又は 6,100円		
	非専務者	1日 560円	その他の場所	1日 290円
交通捜査取締手当	交通取締用自動 2 輪車	専務 1月 11,800円	交通取締用自動 2 輪車	1日 560円 又は 520円
		者 又は 9,500円		
		非専 1日 560円 務者 又は 520円		

交通取締用自動車	専務者	1月 9,300円 又は 10,600円	交通取締用自動車	1日 470円 又は 520円
	非専務者	1日 470円 又は 520円		
交通巡視員		1月 5,900円	交通巡視員	1日 280円
交通事故・事件 捜査従事者	専務者	1月 11,800円	交通事故・事件捜査従事者	1日 560円 (高速道路等における交通事故処理の作業に従事したときは、1日につき280円を加算)
	非専務者	1日 560円 又は 190円		
交通取締従事者	専務者	1月 8,300円	交通取締従事者	1日 370円
	非専務者	1日 370円		
看守手当	専務者	1月 7,000円		1日 370円
	非専務者	1日 370円		
警ら手当	専務者	1月 7,800円		1日 370円
	非専務者	1日 370円		

エ 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正

(3) その他規定の整理

2 施行期日

平成20年4月1日から施行することとした。ただし、1の(2)のエについては、公布の日から施行することとした。

出納長職の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例(条例第7号)

1 条例の概要

(1) 次に掲げる条例の規定の整理

- ア 特別職の職員の給与等に関する条例
- イ 島根県職員定数条例
- ウ 職員の退職手当に関する条例
- エ 島根県附属機関設置条例
- オ 特別職の職員の退職手当に関する条例

(2) 次に掲げる条例の廃止

- ア 日本国との平和条約の効力発生に伴う職員の懲戒免除及び出納長等の賠償の責任に基づく債務の免除に関する条例
- イ 副出納長設置条例

2 施行期日

平成20年3月22日から施行することとした。

公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例(条例第8号)

1 条例の概要

職員を派遣することができる公益法人等について、漁業協同組合 J F しまねを追加し、財団法人島根ふれあい環境財団²¹を除くこととした。(第 2 条関係)

2 施行期日

平成20年 4 月 1 日から施行することとした。

職員の修学部分休業に関する条例(条例第 9 号)

1 条例の概要

(1) 修学部分休業の承認(第 2 条関係)

ア 修学部分休業の承認は、1 週間を通じて20時間を超えない範囲内で、職員の修学のため必要とされる時間について、30分を単位として行うものとする事とした。

イ 対象となる教育施設は、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校その他任命権者が公務に関する能力の向上に資すると認める教育施設とすることとした。

ウ 修学部分休業の期間は、2 年を超えない範囲内の期間とする事とした。

(2) 修学部分休業取得中の給与の取扱い

職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、勤務しない1 時間につき、勤務1 時間当たりの給料、地域手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、管理職手当、義務教育等教員特別手当、初任給調整手当及び人事委員会規則で定める手当の額の合計額を減額して給与を支給することとした。(第 3 条関係)

(3) 修学部分休業の承認の取消し

任命権者は、修学部分休業をしている職員が、次に掲げる事由に該当すると認めるときは、当該修学部分休業の承認を取り消すものとする事とした。(第 4 条関係)

ア 修学部分休業に係る教育施設の課程を退学したとき。

イ 正当な理由なく、修学部分休業に係る教育施設の課程を休学し、又はその授業を頻繁に欠席しているとき。

ウ 当該職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たとき。

(4) 教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正

2 施行期日

平成20年 4 月 1 日から施行することとした。

島根県が出資する法人の健全な運営に関する条例の一部を改正する条例(条例第10号)

1 条例の概要

経営評価の対象法人から財団法人島根ふれあい環境財団²¹を除くこととした。(別表関係)

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

島根県手数料条例の一部を改正する条例(条例第11号)

1 条例の概要

(1) 薬事法関係手数料(別表30の項関係)

一般用医薬品の販売等に從事しようとする者の試験、登録等に係る手数料の新設

手数料を納めなければならない者	手数料の額
登録販売者試験を受けようとする者	14,000円
販売従事登録を受けようとする者	7,100円
販売従事登録証の書換え交付を受けようとする者	2,000円
販売従事登録証の再交付を受けようとする者	2,900円

(2) 教育職員免許法関係手数料(別表65の項関係)

特別支援学校の教員の免許状への新教育領域の追加に係る手数料の新設

手数料を納めなければならない者	手数料の額
普通免許状に係る新教育領域の追加を受けようとする者	3,300円
臨時免許状に係る新教育領域の追加を受けようとする者	1,700円

2 施行期日

1の(2)については公布の日から、1の(1)については平成20年4月1日から施行することとした。

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例(条例第12号)

1 条例の概要

同意集積区域(大臣の同意を得た基本計画において定める企業立地等を重点的に促進すべき区域をいう。)内において、製造業等を行う事業者が知事の承認を受けた企業立地計画に従って省令に定める施設を設置した場合には、次に掲げる県税の課税を免除することとした。(第9条関係)

- (1) 当該施設の用に供する家屋又はその敷地である土地の取得に対する不動産取得税
- (2) 当該施設の用に供する構築物の取得の日の属する年の翌年の4月1日の属する年度以後3年度分の固定資産税

2 施行期日等

公布の日から施行し、平成19年12月20日以後に施設を設置した場合に適用することとした。

島根県県税条例の一部を改正する条例(条例第13号)

1 条例の概要

- (1) 自動車取得税の減免対象となる自動車から、一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が生活交通路線維持のための県又は市町村の補助金の交付を受けて取得した一般乗合用のバスを除くこととした。(第63条関係)
- (2) その他規定の整理

2 施行期日

平成20年4月1日から施行することとした。

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例(条例第14号)

1 条例の概要

次に掲げる事務を知事が本人確認情報を利用することができる事務に追加することとした。(別表第1関係)

- (1) 介護支援専門員資格登録簿における登録事項の変更の届出に係る事務
- (2) 島根県心身障害者扶養共済制度における加入の承認、脱退一時金の支給又は死亡若しくは現況の届出に係る事務

2 施行期日

平成20年4月1日から施行することとした。

島根県立総合福祉センター条例の一部を改正する条例(条例第15号)

1 条例の概要

- (1) 指定管理者が行う業務から交通事故相談所浜田支所の施設の維持管理に関する業務を削除することとした。(第5条関係)
- (2) テニスコートを一一般の利用に供し、その使用料の額を1面につき1時間当たり510円とすることとした。(別表関係)
- (3) その他規定の整備

2 施行期日

平成20年 4 月 1 日から施行することとした。

島根県保健所条例及び島根県立心と体の相談センター条例の一部を改正する条例（条例第16号）

1 条例の概要

使用料等に係る規定の整理

2 施行期日

平成20年 4 月 1 日から施行することとした。

島根県立島根あさひ社会復帰促進センター診療所条例（条例第17号）

1 条例の概要

- (1) 島根県立島根あさひ社会復帰促進センター診療所（以下「センター診療所」という。）を浜田市に設置することとした。（第 1 条関係）
- (2) センター診療所は、次の業務を行うこととした。（第 2 条関係）
 - ア 島根あさひ社会復帰促進センター内に国が開設した診療所の管理に関すること。
 - イ 島根あさひ社会復帰促進センターの被收容者以外の者に対する眼科診療に関すること。
- (3) センター診療所において、各種の検査又は診療を受けようとする者は、次の使用料又は手数料を納付しなければならないこととした。ただし、(2)のアの業務に関して各種の検査又は診療を受けようとする者については、この限りでないこととした。（第 3 条関係）

区 分	使用料又は手数料の額
ア 健康保険法の規定による療養の給付その他法令の規定によりその給付に要する費用の額が厚生労働大臣の定めにより算定されることとされている療養の給付を受けることができる場合又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付を受けることができる場合	診療報酬の算定方法で定める医科診療報酬の点数表（以下「健康保険点数表」という。）により算定した点数 1 点につき 10 円として計算した額
イ 公害健康被害の補償等に関する法律の規定による療養の給付を受けることができる場合	環境大臣が定める診療報酬の額の算定方法により計算した額
ウ 労働者災害補償保険法の規定による療養の給付を受けることができる場合	厚生労働省労働基準局長が定めた労災診療費算定基準により算定した額
エ 地方公務員災害補償法の規定による療養の給付を受けることができる場合	知事が地方公務員災害補償基金と協議して定める額
オ 自動車損害賠償保障法の適用のある療養の場合	健康保険点数表により算定した点数 1 点につき 15 円として計算した額
カ アからオまでに掲げる場合以外の場合	健康保険点数表により算定した点数 1 点につき 10 円 50 銭として計算した額

- (4) 知事は、公益上特に必要があると認める者について、使用料又は手数料を減免することができることとした。（第 4 条関係）
- (5) 詐偽その他不正の行為により使用料又は手数料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額以下の過料を科することができることとした。（第 7 条関係）
- (6) 島根県特別会計条例の一部改正

島根県立島根あさひ社会復帰促進センター診療所特別会計を設置することとした。（附則第 2 項関係）

2 施行期日

平成20年10月 1 日から施行することとした。

島根県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例の一部を改正する条例（条例第18号）

1 条例の概要

(1) 普通調整交付金の交付において市町村間の格差として勘案する事項の改正(第2条第2項関係)

ア 所得及び員数を勘案する対象について次のとおり改めることとした。

改正前	改正後
一般被保険者(退職被保険者又は退職被保険者の被扶養者以外の被保険者をいう。)	被保険者

イ 高額介護合算療養費の支給に要する費用の額を勘案することとした。

ウ 老人保健医療費拠出金の廃止並びに前期高齢者納付金、後期高齢者支援金及び前期高齢者交付金の創設に伴う規定の整備をすることとした。

(2) 退職者医療制度が存続する間において適用する規定の整備をすることとした。(附則第4項関係)

(3) 平成25年3月31日までの間、普通調整交付金の交付において病床転換支援金の納付に要する費用の額を勘案することとした。(附則第5項・附則第6項関係)

2 施行期日

平成20年4月1日から施行することとした。

島根県後期高齢者医療財政安定化基金条例(条例第19号)

1 条例の概要

(1) 趣旨

島根県後期高齢者医療財政安定化基金(以下「基金」という。)の管理及び処分に関し必要な事項並びに拠出率について定めるものとする。 (第1条関係)

(2) 積立て

毎年度基金として積み立てる額は、予算で定めることとした。(第2条関係)

(3) 管理

基金に属する現金は、最も確実かつ有利な方法により保管することとした。(第3条関係)

(4) 運用益金の処理

基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れることとした。(第4条関係)

(5) 繰替運用

知事は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとした。(第5条関係)

(6) 拠出率

後期高齢者医療広域連合から徴収する拠出金の額を算出するための割合を1万分の9とすることとした。(第6条関係)

2 施行期日

平成20年4月1日から施行することとした。

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例(条例第20号)

1 条例の概要

債務の免除に関する規定の追加(第2条関係)

(1) 貸付金の種類

配偶者、配偶者以外の親族、同居者その他の社会生活において密接な関係を有する者からの暴力を受けた者(以下「被害者」という。)の経済的自立を図るため、島根県女性相談センターにより一時保護された被害者であって、一時保護された施設を退所した後において、生活に必要な収入を得るための就労等の手段を確保することが見込め、かつ、当該収入を得るまでの間の生活に必要な資金を確保することが困難

であるものに対して貸し付けた資金

(2) 免除の条件

死亡したとき、又は心身の重度の障害、疾病、災害その他やむを得ない事由により貸付金を返還することが著しく困難であると認められるとき。

(3) 免除の範囲

債務の全部又は一部

2 施行期日

平成20年 4 月 1 日から施行することとした。

島根県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例（条例第21号）

1 条例の概要

(1) 掛金の額の改定（別表第 1 関係）

加入時又は口数追加時の年齢の区分	1 口当たりの掛金の月額	
	改正前	改正後
35歳未満の者	3,500円	9,300円
35歳以上40歳未満の者	4,500円	11,400円
40歳以上45歳未満の者	6,000円	14,300円
45歳以上50歳未満の者	7,400円	17,300円
50歳以上55歳未満の者	8,900円	18,800円
55歳以上60歳未満の者	10,800円	20,700円
60歳以上65歳未満の者	13,300円	23,300円

(2) 弔慰金の額の改定（別表第 2 関係）

加入期間又は口数追加期間	弔慰金の額又は加算の額	
	改正前	改正後
1 年以上 5 年未満	20,000円	50,000円
5 年以上20年未満	50,000円	125,000円
20年以上	100,000円	250,000円

(3) 脱退一時金の額の改定（別表第 3 関係）

加入期間又は口数追加期間	脱退一時金の額又は加算の額	
	改正前	改正後
5 年以上10年未満	30,000円	75,000円
10年以上20年未満	50,000円	125,000円
20年以上	100,000円	250,000円

(4) 島根県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例の一部改正

(5) その他規定の整理

2 施行期日等

(1) 施行期日

平成20年 4 月 1 日から施行することとした。

(2) 経過措置

ア 施行日の前日において加入している者で、施行日以後も引き続き加入しているもの（以下「改正前加入者」という。）の掛金（口数の追加に係る掛金を除く。）の額を、次の区分に応じて改定することと

した。

ア 昭和54年9月30日以前に加入した者及び同年10月1日から昭和61年3月31日までの間に加入した者であって加入時の年齢が45歳未満であったもの

昭和61年4月1日における年齢の区分	掛金の月額	
	改正前	改正後
35歳未満の者	3,500円	5,600円
35歳以上40歳未満の者	4,500円	6,900円
40歳以上45歳未満の者	6,000円	8,700円
45歳以上の者	7,400円	10,600円

イ) ア以外の者

加入時の年齢の区分	掛金の月額	
	改正前	改正後
35歳未満の者	3,500円	5,600円
35歳以上40歳未満の者	4,500円	6,900円
40歳以上45歳未満の者	6,000円	8,700円
45歳以上50歳未満の者	7,400円	10,600円
50歳以上55歳未満の者	8,900円	11,600円
55歳以上60歳未満の者	10,800円	12,800円
60歳以上65歳未満の者	13,300円	14,500円

イ 改正前加入者のうち、施行日前に口数の追加の承認を受けた者の口数の追加に係る掛金の額を口数の追加の承認を受けた時の年齢の区分に応じてアのイ)の表と同様に改定することとした。

ウ 改正前加入者の甲慰金の額を次のように改定することとした。

加入期間又は口数追加期間	甲慰金の額又は加算の額	
	改正前	改正後
1年以上5年未満	20,000円	30,000円
5年以上20年未満	50,000円	75,000円
20年以上	100,000円	150,000円

エ 改正前加入者の脱退一時金の額を次のように改定することとした。

加入期間	脱退一時金の額又は加算の額	
	改正前	改正後
5年以上10年未満	30,000円	45,000円
10年以上20年未満	50,000円	75,000円
20年以上	100,000円	150,000円

島根県畜産技術センター分析等手数料条例及び島根県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例(条例第22号)

1 条例の概要

牛の体内受精卵の採取における手数料を廃止することとした。

2 施行期日

平成20年4月1日から施行することとした。

島根県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例(条例第23号)

1 条例の概要

引用する条項の整理(別表関係)

2 施行期日

平成20年4月1日から施行することとした。

採石業の適正な実施の確保に関する条例の一部を改正する条例(条例第24号)

1 条例の概要

- (1) 地方住宅供給公社、土地開発公社その他の規則で定める者が岩石の採取の期間が1年を超える採取計画の認可を受けようとする場合は、採取跡の措置に係る保証人の設定の義務を適用除外とすることとした。(第4条関係)

- (2) 採石業を行う国及び地方公共団体についても、(1)と同様の取扱いとすることとした。(第15条関係)

- (3) その他規定の整備

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

島根県屋外広告物条例の一部を改正する条例(条例第25号)

1 条例の概要

- (1) 自動車等に表示する屋外広告物又はこれの掲出物件の全部について、表示又は設置の禁止及び許可に係る規定の適用を除外することとした。(第5条関係)

- (2) その他規定の整理

2 施行期日

平成20年4月1日から施行することとした。

島根県病院局職員定数条例の一部を改正する条例(条例第26号)

1 条例の概要

病院局職員の定数の改正(第2条関係)

改正前	改正後	増減
856人	1,033人	177人

2 施行期日

平成20年4月1日から施行することとした。

県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部を改正する条例(条例第27号)

1 条例の概要

高等学校の教育職員等の定数の改正

区 分		改正前	改正後	増減
高等学校	教育職員	1,716人	1,673人	43人
	事務職員、技術職員その他の職員	214人	209人	5人
特別支援学校	教育職員	878人	907人	29人
	事務職員、技術職員その他の職員	84人	83人	1人
小学校及び中学校	教育職員	5,276人	5,277人	1人
	事務職員及び技術職員	409人	389人	20人

2 施行期日

平成20年4月1日から施行することとした。

しまね観光立県条例(条例第28号)

1 条例の概要

(1) 県の責務(第2条関係)

- ア 県民が観光立県にふさわしい役割を担うための情報及び学習機会の提供を行うこととした。
- イ 他県、市町村等との連携など、広域観光の取組を促進することとした。
- ウ 観光資源の発掘を支援することとした。
- エ 観光振興のための基盤整備を行うこととした。

(2) 県民の役割

県民は、本県を訪れる人が心地よい時間と空間を感じることができるよう、温かい心で迎えるとともに、地域の文化、歴史、自然などの魅力を守り、育みながら後世に伝えるよう努めるものとした。(第3条関係)

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

条 例

ふるさと島根寄附条例をここに公布する。

平成20年3月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第1号

ふるさと島根寄附条例

(目的)

第1条 この条例は、島根県の将来の発展並びに島根県が有する自然環境及び歴史的な資産の継承を願う個人又は団体から寄附金を募り、当該寄附金を財源として事業を行うことにより、活力に満ちた地域づくりに資することを目的とする。

(対象事業)

第2条 前条の寄附金を財源として行う事業は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 産業の振興に関する事業
- (2) 自然環境の保全に関する事業
- (3) 医療又は福祉の充実にに関する事業
- (4) 教育又は文化の振興に関する事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が別に定める事業

(寄附金の使途指定)

第3条 寄附者は、前条各号に規定する事業のうち、自らの寄附金を財源として実施する事業をあらかじめ指定できるものとする。

2 この条例に基づいて収受した寄附金のうち、前項の規定による事業の指定がない寄附金については、諸般の事情を勘案して、知事が事業の指定を行うものとする。

(基金の設置)

第4条 第2条に規定する事業に要する経費に充てるため、ふるさと島根基金(以下「基金」という。)を設置する。

(基金の積立て)

第5条 基金として積み立てる額は、予算で定める。

2 第1条の寄附金の額に相当する額は、基金に積み立てるものとする。

(基金の管理)

第 6 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(基金の運用益金の処理)

第 7 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(基金の繰替運用)

第 8 条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第 9 条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

島根県立心と体の相談センター条例及び島根県立病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年 3 月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 2 号

島根県立心と体の相談センター条例及び島根県立病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

(島根県立心と体の相談センター条例の一部改正)

第 1 条 島根県立心と体の相談センター条例 (平成16年島根県条例第82号) の一部を次のように改正する。

別表中「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に、「医療の給付」を「療養の給付」に改める。

(島根県立病院使用料及び手数料条例の一部改正)

第 2 条 島根県立病院使用料及び手数料条例 (昭和44年島根県条例第23号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 号中「老人保健法 (昭和57年法律第80号) 」を「高齢者の医療の確保に関する法律 (昭和57年法律第80号) 」に、「医療の給付」を「療養の給付」に、「老人保健法第30条第 1 項」を「高齢者の医療の確保に関する法律第71条第 1 項」に、「医療に」を「療養の給付に」に、「老人保健法第31条の 2 第 2 項」を「高齢者の医療の確保に関する法律第74条第 2 項」に改める。

附 則

この条例は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例及び島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年 3 月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 3 号

島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例及び島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

(島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第 1 条 島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例 (平成19年島根県条例第29号) の一部を次のように改正する。

第24条に次の 1 項を加える。

3 職員が修学部分休業 (当該職員が大学その他の管理者が定める教育施設における修学のため 2 年を超えない範囲内において管理者が定める期間中 1 週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。) の承認を受けて勤務しない場合

には、第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料の月額並びにこれに対する地域手当並びに管理職手当及び初任給調整手当並びに管理者が定める手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額を減額して給与を支給する。

(島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年島根県条例第59号)の一部を次のように改正する。

第18条に次の1項を加える。

3 職員が修学部分休業(当該職員が大学その他の管理者が定める教育施設における修学のため2年を超えない範囲内において管理者が定める期間中1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料の月額並びにこれに対する地域手当並びに管理職手当及び初任給調整手当並びに管理者が定める手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額を減額して給与を支給する。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

島根県公益認定等審議会条例をここに公布する。

平成20年3月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第4号

島根県公益認定等審議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第50条第2項の規定に基づき、同条第1項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として設置する島根県公益認定等審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員3人以上7人以内をもって組織する。

2 委員は、人格が高潔であって、審議会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律、会計又は公益法人に係る活動に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(職権の行使)

第4条 委員は、独立してその職権を行う。

(委員の身分保障)

第5条 委員は、審議会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められた場合又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められた場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

(委員の服務)

第6条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(会長)

第7条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(専門委員)

第8条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、当該専門の事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 第6条第1項の規定は、専門委員について準用する。

(会議)

第9条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第10条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 前条の規定は、部会の会議について準用する。

(庶務)

第11条 審議会の庶務は、総務部において処理する。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日以後最初に開かれる審議会の会議は、第9条第1項の規定にかかわらず、知事が招集するものとする。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第5号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和46年島根県条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条中第18号を削り、第19号を第18号とし、第20号から第31号までを1号ずつ繰り上げる。

第5条第1項第1号中「次に掲げる」を「人事委員会規則で定める試験研究機関等に勤務する」に改め、「イに掲げる職員にあっては、」を削り、同号ア及びイを削り、同条第2項第1号を次のように改める。

(1) 前項第1号の作業 1日につき420円

第8条第1項を次のように改める。

家畜飼育作業等従事手当は、中山間地域研究センター、畜産技術センター又は農業大学校に勤務する職員が次に掲げ

る作業又は業務に従事したときに支給する。

- (1) 種雄牛の精液採取作業、種雄牛の自然交配若しくは精液採取のため若しくはこれらの作業の準備のために種雄牛を御する作業又は液体窒素を用いて行う種雄牛の精液の保存処理作業
- (2) 家畜のふん尿を直接処理する作業（人事委員会規則で定める場合に限る。）
- (3) 牛の削蹄作業
- (4) 家畜の診療の業務（獣医師の資格を有する者が行う業務で人事委員会規則で定めるものに限る。）

第8条第2項各号を次のように改める。

- (1) 前項第1号の作業 1日につき370円
- (2) 前項第2号の作業 1日につき320円
- (3) 前項第3号の作業 1日につき370円
- (4) 前項第4号の業務 1日につき610円

第9条第1項中「農林水産部農畜産振興課又は家畜保健衛生所に勤務する」及び「（農林水産部農畜産振興課にあっては、人事委員会規則で定める職員に限る。）」を削り、「防疫の業務」の次に「（前条第1項第4号に規定する業務を除く。）」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 前項の手当の額は、1日につき700円とする。ただし、人事委員会規則で定める作業に従事したときは、当該額に420円を加算した額とする。

第18条第2項第1号中「1月につき20,100円」を「1日につき320円」に改め、同項第2号中「前項第2号」の次に「及び第3号」を加え、「1月につき24,600円」を「1日につき960円」に改め、同項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第19条第2項第1号を次のように改める。

- (1) 人事委員会規則で定める職員 1日につき1,170円

第23条第1項各号列記以外の部分中「掲げる業務」の次に「（心と体の相談センターに勤務する職員にあっては、精神障害者の診療又は看護の業務に限る。）」を加える。

第24条を次のように改める。

第24条 削除

第25条第2項第1号中「1月につき16,700円」を「1日につき800円」に改める。

第29条を次のように改める。

（福祉業務従事手当）

第29条 福祉業務従事手当は、福祉事務所、女性相談センター、児童相談所又は心と体の相談センターに勤務する職員が、福祉に関する指導又は調査の業務（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条第2項に規定する業務を含む。）（人事委員会規則で定めるものに限る。）に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、1日につき600円とする。

第36条第1項中「立入検査、災害調査等の業務に従事したとき、又はこれらに準ずる業務で人事委員会規則で定めるもの」を「災害調査の業務」に改め、同条第2項中「370円」を「750円」に改める。

第37条第1項を次のように改める。

教務手当は、次に掲げる場合に支給する。

- (1) 人事委員会規則で定める職員が農業大学の講師として授業に従事したとき。
- (2) 人事委員会規則で定める職員が消防学校の講師として授業に従事したとき。

第37条第2項各号を次のように改める。

- (1) 前項第1号の業務 授業1時間につき420円
- (2) 前項第2号の業務 授業1時間につき370円

第39条第1項中「（月を単位に手当額が定められているものに限る。）」及び「（日又は時間を単位に手当額が定められているものに限る。）」を削り、同項の表を次のように改める。

訓練指導手当	教務手当
医師手当	有害物取扱手当 衛生検査業務従事手当

第39条第 3 項中「表の」を削り、同項の表を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 第11条第 1 項第 2 号の作業
- (2) 第11条第 1 項第 3 号の作業
- (3) 第11条第 1 項第 6 号の作業

第39条第 4 項中「（日を単位に手当額が定められているもの（人事委員会規則で定めるものを含む。）に限る。）」を削り、同項の表に次の 1 号を加える。

6	家畜飼育作業等従事手当（第 8 条第 1 項第 4 号に係るものに限る。） 家畜保健衛生業務従事手当 防疫作業等従事手当（第17条第 1 項第 2 号に係るものに限る。）
---	---

附 則

この条例は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年 3 月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 6 号

地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和49年島根県条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号から第11号までを 1 号ずつ繰り上げ、同条第12号中「運転免許技能手当」を「運転免許技能試験手当」に改め、同号を同条第11号とし、同条中第13号を削り、第14号を第12号とし、第15号から第17号までを 2 号ずつ繰り上げる。

第 3 条第 2 項第 1 号を次のように改める。

- (1) 前項第 1 号の作業に従事する職員 1 日につき560円（人事委員会規則で定める職員が同規則で定める作業以外の作業に従事した場合にあっては、470円）

第 3 条第 2 項第 2 号中「1 月」を「1 日」に、「6,700円」を「320円」に改める。

第 4 条第 1 項第 1 号及び第 2 号を次のように改める。

- (1) 犯罪現場又はこれに関連する場所における犯罪鑑識の作業
- (2) 前号の場所以外の場所における犯罪鑑識の作業（次号の作業を除く。）

第 4 条第 1 項第 3 号を削り、同項第 4 号を同項第 3 号とし、同条第 2 項各号を次のように改める。

- (1) 前項第 1 号の作業に従事する職員 1 日につき560円
- (2) 前項第 2 号の作業に従事する職員 1 日につき290円
- (3) 前項第 3 号の作業に従事する職員 1 日につき290円

第 4 条に次の 1 項を加える。

- 3 同一の日において、第 1 項各号の作業のうちの 2 以上の作業に従事した場合には、これらの作業に係る手当のうちその額の最も高いものの一を支給する。

第 5 条第 1 項第 3 号中「歩行者等の保護、」を削り、「その他の交通指導の」を「に関する」に改め、同条第 2 項各号を次のように改める。

- (1) 前項第1号の作業に従事する職員 1日につき560円(人事委員会規則で定める職員にあっては、520円)
- (2) 前項第2号の作業に従事する職員 1日につき470円(人事委員会規則で定める職員にあっては、520円)
- (3) 前項第3号の作業に従事する職員 1日につき280円
- (4) 前項第4号の作業に従事する職員 1日につき560円
- (5) 前項第5号の作業に従事する職員 1日につき370円

第5条に次の2項を加える。

- 3 高速自動車国道又は自動車専用道路において第1項第4号の作業に従事した場合における交通捜査取締手当の額は、前項第4号に規定する額に、その作業に従事した日1日につき、280円を加算した額とする。
- 4 同一の日において、第1項各号の作業のうちの2以上の作業に従事した場合には、これらの作業に係る手当のうちその額の最も高いものの一を支給する。

第6条を次のように改める。

第6条 削除

第7条第1項中「留置人」を「被留置者」に改め、同条第2項を次のように改める。

- 2 前項の手当の額は、1日につき370円とする。

第8条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同条第2項第2号中「及び第4号」を削り、「370円」を「4,600円(人事委員会規則で定める作業にあっては、2,600円)」に改め、同項第3号中「4,600円(人事委員会規則で定める作業にあっては、2,600円)」を「370円」に改め、同条第3項中「から第4号まで」を「及び第3号」に改める。

第11条第2項を次のように改める。

- 2 前項の手当の額は、1日につき370円とする。

第17条を次のように改める。

第17条 削除

第21条の2を削る。

第22条第1項中「第8条第2項」を「第3項、第8条第2項並びに第21条第2項」に改める。

第23条を次のように改める。

第23条 日を単位に手当額が定められている特殊勤務手当(次条において「日額の手当」という。)のうち次に掲げるものの支給される作業に従事した時間が1日について4時間に満たない場合におけるその日の当該手当の額は、この条例の規定により受けるべき額に100分の60を乗じて得た額とする。

- (1) 捜査特別手当(被疑者の逮捕の作業に係るものを除く。)
- (2) 犯罪鑑識手当
- (3) 交通捜査取締手当(被疑者の逮捕又は交通事故現場における交通事故処理の作業に係るものを除く。)
- (4) 看守手当(護送の作業に係るものを除く。)
- (5) 警ら手当
- (6) 運転免許技能試験手当

第24条第1項を削り、同条第2項を同条第1項とし、同条第3項各号列記以外の部分中「前条第3項」を「前条」に改め、同項第4号を削り、同項第5号を同項第4号とし、同項第6号中「第8条第1項第3号」を「第8条第1項第2号」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第7号から第10号までを1号ずつ繰り上げ、同項を同条第2項とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)
- 2 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例(平成19年島根県条例第75号)の一部を次のように改正する。

第 1 条のうち、職員の育児休業等に関する条例第12条を改め、同条を第34条とする改正規定中「第34条」を「第32条」に改め、同条例第11条を第33条とする改正規定中「第33条」を「第31条」に改め、同条例第10条を改め、同条を第32条とする改正規定中「第32条」を「第30条」に改め、同条例第 9 条を第31条とする改正規定中「第31条」を「第29条」に改め、同条例第 8 条を第30条とし、第 7 条の次に22条を加える改正規定中「第30条」を「第28条」に、「次の22条」を「次の20条」に改め、第17条に係る部分を削り、「第18条 育児短時間勤務」を「第17条 育児短時間勤務」に、「第19条 育児短時間勤務」を「第18条 育児短時間勤務」に、「第20条 職員」を「第19条 職員」に、「第21条 育児休業法」を「第20条 育児休業法」に、「第22条 任命権者」を「第21条 任命権者」に、「第23条 第13条から第20条まで」を「第22条 第13条から第19条まで」に、「第24条 育児短時間勤務」を「第23条 育児短時間勤務」に、「第25条 育児短時間勤務」を「第24条 育児短時間勤務」に、「第26条 育児短時間勤務」を「第25条 育児短時間勤務」に、「第27条 育児短時間勤務」を「第26条 育児短時間勤務」に改め、第28条に係る部分を削り、「第29条」を「第27条」に改める。

第 6 条を削り、第 7 条を第 6 条とし、第 8 条から第12条までを 1 条ずつ繰り上げる。

出納長職の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成20年 3 月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 7 号

出納長職の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例

(特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

第 1 条 特別職の職員の給与等に関する条例(昭和23年島根県条例第88号)の一部を次のように改正する。

第 1 条及び第 2 条第 1 項中「、出納長」を削る。

第 1 号表出納長の項を削る。

第 2 号表知事副知事出納長の項中「出納長」を削る。

附則第 2 項中「、副知事及び出納長」を「及び副知事」に改める。

(島根県職員定数条例の一部改正)

第 2 条 島根県職員定数条例(昭和28年島根県条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「、出納長、副出納長」を削る。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第 3 条 職員の退職手当に関する条例(昭和29年島根県条例第 8 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条の 2 第 1 項第 1 号中「、出納長」を削る。

(島根県附属機関設置条例の一部改正)

第 4 条 島根県附属機関設置条例(昭和43年島根県条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表知事の部島根県特別職報酬等審議会の項中「、副知事及び出納長」を「及び副知事」に改める。

(特別職の職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第 5 条 特別職の職員の退職手当に関する条例(平成元年島根県条例第12号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「、出納長」を削る。

第 3 条中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とする。

附則第 3 項中「、副知事及び出納長の」を「及び副知事の」に、「及び出納長にあっては」を「にあっては」に改める。

附則第 4 項を削る。

(日本国との平和条約の効力発生に伴う職員の懲戒免除及び出納長等の賠償の責任に基づく債務の免除に関する条例及び副出納長設置条例の廃止)

第6条 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 日本国との平和条約の効力発生に伴う職員の懲戒免除及び出納長等の賠償の責任に基づく債務の免除に関する条例
(昭和27年島根県条例第12号)
- (2) 副出納長設置条例(昭和30年島根県条例第9号)

附 則

この条例は、平成20年3月22日から施行する。

公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第8号

公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年島根県条例第52号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第21号までを1号ずつ繰り上げ、第20号の次に次の1号を加える。

- (2) 漁業協同組合JFしまね

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

職員の修学部分休業に関する条例をここに公布する。

平成20年3月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第9号

職員の修学部分休業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第26条の2第1項、第3項及び第4項の規定に基づき、職員の修学部分休業(同条第1項に規定する修学部分休業をいう。以下同じ。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(修学部分休業)

第2条 修学部分休業の承認は、1週間を通じて20時間を超えない範囲内で、職員の修学のため必要とされる時間について、30分を単位として行うものとする。

2 法第26条の2第1項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学及び高等専門学校
- (2) 学校教育法第124条に規定する専修学校
- (3) 学校教育法第134条第1項に規定する各種学校
- (4) 前3号に掲げるもののほか、任命権者が公務に関する能力の向上に資すると認められる教育施設

3 法第26条の2第1項の条例で定める期間は、2年を超えない範囲内の期間とする。

(修学部分休業取得中の給与)

第3条 職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与に関する条例(昭和26年島根県条例第1号)第12条、県立学校の教育職員の給与に関する条例(昭和29年島根県条例第6号)第16条及び市町村立学校の教職員の給与等に関する条例(昭和29年島根県条例第7号)第15条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料

の月額（給料の調整額を含む。）並びにこれに対する地域手当、定時制通信教育手当、産業教育手当及び農林漁業普及指導手当並びに管理職手当、義務教育等教員特別手当及び初任給調整手当並びに人事委員会規則で定める手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額を減額して給与を支給する。

- 2 修学部分休業の承認を受けて勤務しない職員に対する職員の給与に関する条例第10条第2項第2号の規定の適用については、同号中「再任用短時間勤務職員」とあるのは、「法第26条の2第1項の規定による修学部分休業の承認を受けて勤務しない職員」とする。
- 3 修学部分休業の承認を受けて勤務しない職員に対する県立学校の教育職員の給与に関する条例第20条第2項第2号の規定の適用については、同号中「再任用短時間勤務教育職員」とあるのは、「法第26条の2第1項の規定による修学部分休業の承認を受けて勤務しない教育職員」とする。
- 4 修学部分休業の承認を受けて勤務しない職員に対する市町村立学校の教職員の給与等に関する条例第18条第2項第2号の規定の適用については、同号中「再任用短時間勤務教職員」とあるのは、「地方公務員法第26条の2第1項の規定による修学部分休業の承認を受けて勤務しない教職員」とする。

（修学部分休業の承認の取消事由）

第4条 任命権者は、修学部分休業をしている職員が、次に掲げる事由に該当すると認めるときは、当該修学部分休業の承認を取り消すものとする。

- (1) 修学部分休業に係る教育施設の課程を退学したとき。
- (2) 正当な理由なく、修学部分休業に係る教育施設の課程を休学し、又はその授業を頻繁に欠席しているとき。
- (3) 当該職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たとき。

（人事委員会規則への委任）

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
（教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正）
- 2 教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年島根県条例第42号）の一部を次のように改正する。
第4条に次の1号を加える。
(6) 職員の修学部分休業に関する条例（平成20年島根県条例第9号）

島根県が出資する法人の健全な運営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年 3 月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第10号

島根県が出資する法人の健全な運営に関する条例の一部を改正する条例

島根県が出資する法人の健全な運営に関する条例（平成14年島根県条例第77号）の一部を次のように改正する。

別表中 「財団法人島根ふれあい環境財団²¹
財団法人島根県環境管理センター」を「財団法人島根県環境管理センター」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島根県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年 3 月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第11号

島根県手数料条例の一部を改正する条例

島根県手数料条例（平成12年島根県条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表30の項中第34号を第36号とし、第20号から第33号までを2号ずつ繰り下げ、第19号の次に次の2号を加える。

(20) 法第36条の4第1項の規定に基づく試験を受けようとする者	14,000円
(21) 法第36条の4第2項の規定に基づく登録を受けようとする者	7,100円

別表30の項に次の2号を加える。

(37) 規則第159条の11第1項の規定に基づく販売従事登録証の書換え交付を受けようとする者	2,000円
(38) 規則第159条の12第1項の規定に基づく販売従事登録証の再交付を受けようとする者	2,900円

別表65の項第1号中「者」の次に「並びに法第5条の2第3項の規定に基づく当該免許状に係る新教育領域の追加を受けようとする者」を加え、同項第3号中「者」の次に「及び法第5条の2第3項の規定に基づく当該免許状に係る新教育領域の追加を受けようとする者」を加える。

附 則

この条例中別表65の項の改正規定は公布の日から、同表30の項の改正規定は平成20年4月1日から施行する。

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第12号

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例（昭和48年島根県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（平成12年法律第148号。以下「原発等立地地域振興法」という。）」を「、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（平成12年法律第148号。以下「原発等立地地域振興法」という。）及び企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「企業立地促進法」という。）」に改める。

第14条を第15条とし、第13条を第14条とし、第12条を第13条とする。

第11条中「第8条」を「第9条」に改め、同条を第12条とする。

第10条中「第8条」を「第9条」に改め、同条を第11条とする。

第9条中「第12条第1項」を「第13条第1項」に改め、同条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

（同意集積区域における県税の課税免除）

第9条 企業立地促進法第9条第1項に規定する同意集積区域内において、法人又は個人が、企業立地促進法第15条第2項に規定する承認企業立地計画に従って、企業立地促進法第9条第1項に規定する特定事業のうち企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号。以下「企業立地促進法省令」という。）第4条に規定する業種に属する事業の用に供するため、企業立地促進法第5条第5項の規定による産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本的な計画の同意の日（以下この条において「同意日」という。）から起算して5年以内に、企業立地促進法省令第3条に規定する対象施設（以下この条において

「対象施設」という。)を設置した場合には、当該法人又は個人に対しては、次の各号に掲げる県税の課税を免除する。

- (1) 当該対象施設の用に供する家屋(当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。)又はその敷地である土地の取得(同意日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対して課すべき不動産取得税
- (2) 当該対象施設の用に供する構築物(当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。)に対して課すべき当該構築物の取得の日の属する年の翌年(当該日が1月1日である場合においては当該日の属する年)の4月1日の属する年度以後3年度分の固定資産税

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例(以下「新条例」という。)第9条の規定は、同条に規定する同意集積区域内において、同条に規定する法人又は個人が、平成19年12月20日以後に同条に規定する対象施設を設置した場合について適用する。
- 3 平成19年12月20日からこの条例の施行の日の前日までの間に、前項の規定により新条例第9条の規定の適用を受けべき要件に該当することとなった者に係る新条例第13条第1項第3号の規定の適用については、同号中「いずれか遅い納期の末日)」とあるのは、「いずれか遅い納期の末日)又は特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例(平成20年島根県条例第12号)の施行の日の属する月の翌月の末日のいずれか遅い日」とする。

島根県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年 3 月 21 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第13号

島根県県税条例の一部を改正する条例

島根県県税条例(昭和51年島根県条例第10号)の一部を次のように改正する。

第46条第6号中「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に改める。

第63条第4号を削る。

附 則

この条例は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年 3 月 21 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第14号

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法施行条例(平成14年島根県条例第41号)の一部を次のように改正する。

別表第1中25の項を27の項とし、12の項から24の項までを2項ずつ繰り下げ、11の項の次に次のように加える。

12 介護保険法(平成9年法律第123号)第69条の4の規定による届出に関する事務であって規則で定めるもの

13 島根県心身障害者扶養共済制度条例（昭和45年島根県条例第16号）による同条例第5条第1項の承認、同条例第13条の2第1項の規定による脱退一時金の支給又は同条例第17条第3項第2号若しくは同条例第4項の規定による届出に関する事務であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

島根県立総合福祉センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第15号

島根県立総合福祉センター条例の一部を改正する条例

島根県立総合福祉センター条例（平成7年島根県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) センターの施設及び設備（以下「施設等」という。）で別表に掲げるもの（以下「有料施設等」という。）を使用させること。

第5条第1号を次のように改める。

(1) 有料施設等の使用の許可に関する業務

第5条第4号中「、島根県立心と体の相談センター条例」を「並びに島根県立心と体の相談センター条例」に、「の規定により設置された」を「に規定する」に改め、「並びに県が設置する交通事故相談所浜田支所」を削る。

別表中「第5条」を「第3条、第5条」に改め、同表の1の(2)中「ゲートボール場」の次に「及びテニスコート」を加える。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

島根県保健所条例及び島根県立心と体の相談センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第16号

島根県保健所条例及び島根県立心と体の相談センター条例の一部を改正する条例

（島根県保健所条例の一部改正）

第1条 島根県保健所条例（昭和39年島根県条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1の項中「（平成18年厚生労働省告示第92号）別表第1医科診療報酬点数表」を「（健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項の規定に基づき療養の給付に要する費用の額の算定に関して厚生労働大臣が定めるものをいう。）で定める医科診療報酬の点数表」に改める。

（島根県立心と体の相談センター条例の一部改正）

第2条 島根県立心と体の相談センター条例（平成16年島根県条例第82号）の一部を次のように改正する。

別表中「（平成18年厚生労働省告示第92号）別表第1医科診療報酬点数表」を「（健康保険法第76条第2項又は高齢者の医療の確保に関する法律第71条第1項の規定に基づき療養の給付に要する費用の額の算定に関して厚生労働大臣が定めるものをいう。）で定める医科診療報酬の点数表」に改める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

島根県立島根あさひ社会復帰促進センター診療所条例をここに公布する。

平成20年3月21日

島根県知事 溝口善兵衛

島根県条例第17号

島根県立島根あさひ社会復帰促進センター診療所条例

(設置)

第1条 構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)第11条の2第1項の規定に基づき、島根あさひ社会復帰促進センター(以下「センター」という。)内に国が開設した診療所の管理を行うとともに、センターの診療設備等を利用して県民に対して医療を提供するため、島根県立島根あさひ社会復帰促進センター診療所(以下「センター診療所」という。)を浜田市に設置する。

(業務)

第2条 センター診療所は、次に掲げる業務を行う。

- (1) センター内に国が開設した診療所の管理に関すること。
- (2) センターの被收容者以外の者に対する眼科診療に関すること。

(使用料等)

第3条 センター診療所において、各種の検査又は診療を受けようとする者は、使用料又は手数料を納付しなければならない。ただし、前条第1号に掲げる業務に関して各種の検査又は診療を受けようとする者については、この限りでない。

2 前項の使用料又は手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)の規定による療養の給付その他法令の規定によりその給付に要する費用の額が同法第76条第2項の規定に基づく厚生労働大臣の定めにより算定されることとされている療養の給付を受けることができる場合又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による療養の給付を受けることができる場合 診療報酬の算定方法(健康保険法第76条第2項又は高齢者の医療の確保に関する法律第71条第1項の規定に基づき療養の給付に要する費用の額の算定に関して厚生労働大臣が定めるものをいう。)で定める医科診療報酬の点数表(以下「健康保険点数表」という。)により算定した点数1点につき10円として計算した額
- (2) 公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号)の規定による療養の給付を受けることができる場合 同法第22条の規定に基づき環境大臣が定める診療報酬の額の算定方法により計算した額
- (3) 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の規定による療養の給付を受けることができる場合 厚生労働省労働基準局長が定めた労災診療費算定基準により算定した額
- (4) 地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)の規定による療養の給付を受けることができる場合 知事が地方公務員災害補償基金と協議して定める額
- (5) 自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)の適用のある療養の場合 健康保険点数表により算定した点数1点につき15円として計算した額
- (6) 前各号に掲げる場合以外の場合 健康保険点数表により算定した点数1点につき10円50銭として計算した額

3 前項の規定によるもののほか、使用料又は手数料の額を定める必要があると認めるものについては、知事が別に定めるものとする。

(使用料等の減免)

第4条 知事は、公益上特に必要があると認める者について、前条に規定する使用料又は手数料を減免することができる。

(使用料等の不還付)

第5条 既に納付した使用料又は手数料は、還付しない。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(規則への委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第7条 知事は、詐偽その他不正の行為により使用料又は手数料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科することができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年10月1日から施行する。

(島根県特別会計条例の一部改正)

2 島根県特別会計条例(昭和39年島根県条例第31号)の一部を次のように改正する。

本則に次の1号を加える。

(9) 島根県立島根あさひ社会復帰促進センター診療所特別会計 診療所管理運営事業

島根県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第18号

島根県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例の一部を改正する条例

島根県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例(平成17年島根県条例第66号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「一般被保険者(退職被保険者又は退職被保険者の被扶養者以外の被保険者をいう。以下同じ。)」を「被保険者」に、「一般被保険者の数」を「被保険者の数」に改め、同項第2号ア中「一般被保険者」を「被保険者」に、「及び高額療養費」を「、高額療養費及び高額介護合算療養費」に、「並びに老人保健法(昭和57年法律第80号)の規定による医療費拠出金の納付に要する費用の額から」を「、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金の納付に要する費用の額(同法の規定による前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額)並びに健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号。以下「改正法」という。)による改正前の老人保健法の規定による医療費拠出金の納付に要する費用の額から改正法による改正前の」に改める。

附則に次の3項を加える。

(退職被保険者等所属市町村に係る特例)

4 法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等所属市町村(以下「退職被保険者等所属市町村」という。)について、第2条の規定を適用する場合においては、同条第2項第1号中「被保険者に係る所得及び被保険者の数」とあるのは「一般被保険者(法附則第6条の規定による退職被保険者又は退職被保険者の被扶養者以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る所得及び一般被保険者の数」と、同項第2号ア中「被保険者」とあるのは「一般被保険者」と、「後期高齢者支援金の納付に要する費用の額」とあるのは「後期高齢者支援金(以下「後期高齢者支援金」という。)の納付に要する費用の額から、法附則第7条第1項第2号に規定する調整対象基準額及び後期高齢者支援金の額の合算額に同号に規定する退職被保険者等所属割合を乗じて得た額を控除した額」とする。

(病床転換支援金を納付する市町村に係る特例)

5 平成25年3月31日までの間、市町村(退職被保険者等所属市町村を除く。)について、第2条の規定を適用する場合においては、同条第2項第2号ア中「及び後期高齢者支援金」とあるのは、「、後期高齢者支援金及び病床転換支援金」とする。

6 平成25年3月31日までの間、退職被保険者等所属市町村について、附則第4項の規定により読み替えられた第2条の規定を適用する場合においては、同条第2項第2号ア中「及び後期高齢者支援金（以下「後期高齢者支援金」という。）」とあるのは「、後期高齢者支援金（以下「後期高齢者支援金」という。）及び病床転換支援金（以下「病床転換支援金」という。）」と、「及び後期高齢者支援金の額」とあるのは「、後期高齢者支援金及び病床転換支援金の額」とする。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

島根県後期高齢者医療財政安定化基金条例をここに公布する。

平成20年3月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第19号

島根県後期高齢者医療財政安定化基金条例

（趣旨）

第1条 この条例は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第116条第1項の規定に基づく基金として設置する島根県後期高齢者医療財政安定化基金（以下「基金」という。）の管理及び処分に関し必要な事項並びに前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号。以下「政令」という。）第19条第1項に規定する条例で定める割合について、定めるものとする。

（積立て）

第2条 毎年度基金として積み立てる額は、予算で定める。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

（繰替運用）

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（拠出率）

第6条 政令第19条第1項に規定する条例で定める割合は、1万分の9とする。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第20号

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

貸付金の返還債務の免除に関する条例（昭和59年島根県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条の表特例児童扶養資金の項の次に次のように加える。

配偶者等からの暴力被害者自立支援金	配偶者、配偶者以外の親族、同居者その他の社会生活において密接な関係を有する者からの暴力（身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）を受けた者（以下この項において「被害者」という。）の経済的自立を図るため、島根県女性相談センターにより一時保護された被害者であって、一時保護された施設を退所した後において、生活に必要な収入を得るための就労等の手段を確保することが見込め、かつ、当該収入を得るまでの間の生活に必要な資金を確保することが困難であるものに対して貸し付けた資金	死亡したとき、又は心身の重度の障害、疾病、災害その他やむを得ない事由により貸付金を返還することが著しく困難であると認められるとき。	債務の全部又は一部
-------------------	--	---	-----------

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

島根県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第21号

島根県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例

島根県心身障害者扶養共済制度条例（昭和45年島根県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「前条第1項」を「第13条第1項」に改める。

別表第1中	「	3,500円	を	「	9,300円	に改める。
	4,500円	11,400円				
	6,000円	14,300円				
	7,400円	17,300円				
	8,900円	18,800円				
	10,800円	20,700円				
	13,300円	23,300円		」		

別表第2中	「	20,000円	を	「	50,000円	に改める。
	50,000円	125,000円				
	100,000円	250,000円		」		

別表第 3 中	「	30,000円	を	「	75,000円	に改める。
		50,000円			125,000円	
	」	100,000円		」	250,000円	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日 (以下「施行日」という。) の前日において、島根県心身障害者扶養共済制度 (以下「県の制度」という。) に加入している者及び同日において他の地方公共団体の実施する独立行政法人福祉医療機構法 (平成14年法律第166号。以下「法」という。) 第12条第 2 項に定める共済制度 (以下「他の団体の制度」という。) に加入している者であって施行日以後にこの条例による改正後の島根県心身障害者扶養共済制度条例 (以下「改正後の条例」という。) 第 4 条第 2 項の規定により県の制度に加入したもの (以下これらを「改正前加入者」という。) のうち、昭和54年 9 月30日以前に県の制度又は他の団体の制度に加入した者及び同年10月 1 日から昭和61年 3 月31日までの間に県の制度又は他の団体の制度に加入した者であって加入時の年齢が45歳未満であったものに対する改正後の条例第 6 条第 1 項の規定の適用については、同項中「別表第 1 」とあるのは「島根県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例 (平成20年島根県条例第21号) 附則別表第 1 」と、「20年」とあるのは「25年」とする。

3 改正前加入者のうち、前項に規定する者以外の者に対する改正後の条例第 6 条第 1 項の規定の適用については、同項中「別表第 1 」とあるのは、「島根県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例 (平成20年島根県条例第21号) 附則別表第 2 」とする。

4 改正前加入者のうち、この条例による改正前の島根県心身障害者扶養共済制度条例第 5 条の 2 第 3 項の承認を受けた者 (以下「口数追加加入者」という。) 及び施行日前に他の団体の制度において口数追加加入者に相当する者であったものに対する改正後の条例第 6 条第 2 項の規定の適用については、同項中「別表第 1 」とあるのは、「島根県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例 (平成20年島根県条例第21号) 附則別表第 2 」とする。

5 改正前加入者に対する改正後の条例第13条の規定の適用については、同条第 1 項中「別表第 2 」とあるのは「島根県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例 (平成20年島根県条例第21号) 附則別表第 3 」と、同条第 2 項及び第 3 項中「別表第 2 」とあるのは「島根県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例附則別表第 3 」とする。

6 改正前加入者に対する改正後の条例第13条の 2 の規定の適用については、同条第 1 項中「別表第 3 」とあるのは「島根県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例 (平成20年島根県条例第21号) 附則別表第 4 」と、同条第 2 項中「別表第 3 」とあるのは「島根県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例附則別表第 4 」とする。

7 改正後の条例第 6 条第 1 項及び第 2 項 (附則第 2 項から第 4 項までにおいて読み替えられる場合を含む。) の規定は、平成20年 4 月以後の月分の掛金について適用し、同月前の月分の掛金については、なお従前の例による。

8 改正後の条例第13条及び第13条の 2 (附則第 5 項及び第 6 項において読み替えられる場合を含む。) の規定は、施行日以後の心身障害者の死亡に係る弔慰金及び施行日以後の脱退又は口数の減少の申出に係る脱退一時金について適用し、施行日前の心身障害者の死亡に係る弔慰金及び施行日前の脱退又は口数の減少の申出に係る脱退一時金については、なお従前の例による。

(島根県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例の一部改正)

9 島根県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例 (平成 7 年島根県条例第35号) の一部を次のように改正する。

附則別表第 1 及び附則別表第 2 中「以後」を「から平成20年 3 月の月分まで」に改める。

附則別表第 1

昭和61年 4 月 1 日における年齢の区分	掛金の月額
------------------------	-------

35歳未満の者	5,600円
35歳以上40歳未満の者	6,900円
40歳以上45歳未満の者	8,700円
45歳以上の者	10,600円

附則別表第 2

加入時又は口数追加加入者となった時の年齢の区分	掛金の月額
35歳未満の者	5,600円
35歳以上40歳未満の者	6,900円
40歳以上45歳未満の者	8,700円
45歳以上50歳未満の者	10,600円
50歳以上55歳未満の者	11,600円
55歳以上60歳未満の者	12,800円
60歳以上65歳未満の者	14,500円

備考 改正後の条例第 4 条第 2 項の規定により県の制度に加入した者については、「加入時又は口数追加加入者となった時の年齢」とあるのは「転入前の住所地を管轄する地方公共団体の実施する法第12条第 2 項に定める共済制度における加入時又は口数追加加入者に相当する者となった時の年齢」としてこの表を適用する。

附則別表第 3

加入期間又は口数追加期間	弔慰金の額又は加算の額
1 年以上 5 年未満	30,000円
5 年以上20年未満	75,000円
20年以上	150,000円

附則別表第 4

加入期間	脱退一時金の額
5 年以上10年未満	45,000円
10年以上20年未満	75,000円
20年以上	150,000円

島根県畜産技術センター分析等手数料条例及び島根県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成20年 3 月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第22号

島根県畜産技術センター分析等手数料条例及び島根県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例

(島根県畜産技術センター分析等手数料条例の一部改正)

第 1 条 島根県畜産技術センター分析等手数料条例 (平成17年島根県条例第84号) の一部を次のように改正する。

第 1 条中「、牛の体内受精卵の採取」を削る。

別表 2 の表を削り、別表 3 の表を別表 2 の表とする。

(島根県家畜保健衛生所条例の一部改正)

第 2 条 島根県家畜保健衛生所条例（昭和44年島根県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 6 号中「採取又は」を削る。

別表第 7 を次のように改める。

別表第 7（第 4 条第 6 号関係）

内 容	手 数 料 の 額
牛の体内受精卵の移植	1 回につき 10,190円

附 則

この条例は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

島根県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年 3 月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第23号

島根県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

島根県道路占用料徴収条例（昭和28年島根県条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表中「第 7 条第 8 号」を「第 7 条第 9 号」に改める。

附 則

この条例は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

採石業の適正な実施の確保に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年 3 月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第24号

採石業の適正な実施の確保に関する条例の一部を改正する条例

採石業の適正な実施の確保に関する条例（平成18年島根県条例第25号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項ただし書を削り、同条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。

- (1) 採取計画の認可に係る岩石の採取の期間が 1 年以内の場合
- (2) 採石業者が、地方住宅供給公社、土地開発公社その他の規則で定める者である場合

第 6 条第 2 項第 3 号中「第 4 条第 2 項」を「第 4 条第 3 項」に改める。

第 7 条第 2 号中「第 4 条第 1 項ただし書に該当する」を「第 4 条第 2 項に規定する」に改める。

第 9 条及び第12条第 1 項中「第 4 条第 2 項」を「第 4 条第 3 項」に改める。

第15条を第16条とし、第14条の次に次の 1 条を加える。

（国等に対する適用）

第15条 この条例の規定は、第 4 条から第 6 条まで、第 7 条第 2 号、第 8 条第 2 項第 3 号、第10条及び第14条第 2 項の規定を除き、法第10条第 1 項第 3 号に規定する採石業を行う国及び地方公共団体に適用があるものとする。この場合においては、法第42条の 2 に規定する協議が成立することをもって採取計画の認可があったものとみなす。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島根県屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第25号

島根県屋外広告物条例の一部を改正する条例

島根県屋外広告物条例（昭和49年島根県条例第21号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号及び第3号を削り、同項第4号中「（電車及び自動車を除く。）」を削り、同号を同項第2号とし、同項第5号を同項第3号とし、同項第6号を同項第4号とする。

第20条第1項第3号中「指定都市又は中核市」を「地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市又は同法第252条の22第1項に規定する中核市」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

島根県病院局職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第26号

島根県病院局職員定数条例の一部を改正する条例

島根県病院局職員定数条例（平成19年島根県条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条中「856人」を「1,033人」に改める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第27号

県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部を改正する条例

（県立学校の職員定数条例の一部改正）

第1条 県立学校の職員定数条例（昭和31年島根県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条中「1,716人」を「1,673人」に、「214人」を「209人」に、「878人」を「907人」に、「84人」を「83人」に改める。

（市町村立学校の教職員定数条例の一部改正）

第2条 市町村立学校の教職員定数条例（昭和31年島根県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条中「5,276人」を「5,277人」に、「409人」を「389人」に改める。

附 則

この条例は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

しまね観光立県条例をここに公布する。

平成20年 3 月 21 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第28号

しまね観光立県条例

島根県の魅力は、自然美と時空を超えた営みの蓄積である。

豊かな自然と神々の時代から連綿と受け継がれてきた営みが放つ輝きは、県民共有の「至宝」であり、我が国の大きな財産でもある。

私たちは、住む人と訪れる人がともに笑顔で交わることのできる空間を創り、育み、未来に伝えることを決意した。

ここに観光立県を宣し、行政と県民が協働し、ともに着実な歩みを進めることを誓う。

(目的)

第 1 条 この条例は、観光を本県の主要な産業として位置づけ、県民との協働による観光立県の実現を図るため、本県の豊かな地域資源を活用した魅力ある島根をまるごと満喫できる観光地づくりを推進するとともに、住む人と訪れる人との心が触れ合う交流を促進し、もって県民が誇れる地域づくりと、県民生活の向上に寄与することを目的とする。

(県の責務)

第 2 条 県は、前条の目的を達成するために次に掲げる責務を果たすものとする。

- (1) 県民が観光立県にふさわしい役割を担うための情報及び学習機会の提供を行うこと。
- (2) 他県、市町村等との連携など、広域観光の取組を促進すること。
- (3) 観光資源の発掘を支援すること。
- (4) 観光振興のための基盤整備を行うこと。

(県民の役割)

第 3 条 県民は、本県を訪れる人が心地よい時間と空間を感じることができるよう、温かい心で迎えるとともに、地域の文化、歴史、自然などの魅力を守り、育みながら後世に伝えるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

